

平成24年4月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号 損害賠償等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号、●●号)

口頭弁論終結日 平成24年3月13日

判 決

控 訴 人 X 1
(以下「控訴人X 1」という。)

控 訴 人 X 2
(以下「控訴人X 2」という。)

被 控 訴 人 国

被 控 訴 人 川 崎 市
(以下「被控訴人市」という。)

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人国は、控訴人X 1に対し、原判決別紙物件目録記載1の土地につき、原判決別紙登記目録記載1及び3の各登記の抹消登記手続をせよ。
- (3) 被控訴人市は、控訴人X 1に対し、原判決別紙物件目録記載1の土地につき、原判決別紙登記目録記載2及び11の各登記の抹消登記手続をせよ。

- (4) 被控訴人国は、控訴人X 1 に対し、原判決別紙物件目録記載 2 の建物につき、原判決別紙登記目録記載 4 及び 6 の各登記の抹消登記手続をせよ。
- (5) 被控訴人市は、控訴人X 1 に対し、原判決別紙物件目録記載 2 の建物につき、原判決別紙登記目録記載 5 及び 1 2 の各登記の抹消登記手続をせよ。
- (6) 被控訴人国は、控訴人X 1 に対し、原判決別紙物件目録記載 3 の土地につき、原判決別紙登記目録記載 7 及び 9 の各登記の抹消登記手続をせよ。
- (7) 被控訴人市は、控訴人X 1 に対し、原判決別紙物件目録記載 3 の土地につき、原判決別紙登記目録記載 8 の登記の抹消登記手続をせよ。
- (8) 被控訴人国は、控訴人X 1 に対し、5 億 2 8 5 6 万 1 5 8 2 円及び原判決別紙内金等一覧表 1 の「内金額」欄各記載の内金に対する「遅延損害金起算日」欄各記載の日からそれぞれ支払済みまで年 1 4. 6 パーセントの割合による金員を支払え。
- (9) 被控訴人市は、控訴人X 1 に対し、1 億 9 4 9 8 万 0 3 9 1 円及び原判決別紙内金等一覧表 2 の「内金額」欄各記載の内金に対する「遅延損害金起算日」欄各記載の日からそれぞれ支払済みまで年 1 4. 6 パーセントの割合による金員を支払え。
- (10) 被控訴人らは、控訴人X 1 に対し、各自 1 億 5 6 2 4 万円及びこれに対する平成 2 2 年 5 月 2 9 日からそれぞれ支払済みまで年 5 パーセントの割合による金員を支払え。
- (11) 被控訴人国は、控訴人X 2 に対し、原判決別紙物件目録記載 4 の建物につき、原判決別紙登記目録記載 1 0 の登記の抹消登記手続をせよ。
- (12) 被控訴人国は、控訴人X 2 に対し、1 4 9 2 万 8 8 6 8 円及び原判決別紙内金等一覧表 3 の「内金額」欄各記載の内金に対する「遅延損害金起算日」欄各記載の日からそれぞれ支払済みまで年 1 4. 6 パーセントの割合による金員を支払え。
- (13) 被控訴人らは、控訴人X 2 に対し、各自 5 0 0 0 万円及びこれに対する

平成22年5月29日からそれぞれ支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。

(14) 訴訟費用は第1、2審を通じて被控訴人らの負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文と同旨（被控訴人国につき仮執行免脱宣言の申立て）

第2 事案の概要

1 控訴人X1は、平成10年ないし13年中に生じたストックオプションの権利行使益について、川崎西税務署担当職員の納税指導等を契機として、一時所得として確定申告又は修正申告をした。これに対し、川崎西税務署長は、これらはいずれも給与所得に当たるとして、控訴人X1に対し、所得税の更正処分及び過少申告加算税賦課決定（以下「更正処分等」という。）をし、その徴収の引継を受けた東京国税局長又は東京国税局徴収職員が、滞納処分としての控訴人X1の財産に対する差押え（原判決別紙物件目録記載1ないし3の不動産（以下「控訴人X1所有不動産」という。）の差押え、参加差押えその他債権の差押え等）及び財産の換価等をし、川崎市麻生区長（以下「麻生区長」という。）も、平成11年度ないし14年度市民税・県民税（以下「住民税」という。）の賦課決定や変更決定及び平成17年度の徴収通知をし、控訴人X1の財産に対する参加差押等をした。また、東京国税局長は、控訴人X2に対し、控訴人X1の上記所得税等について、第二次納税義務に基づく納付の告知及び督促をした上、東京国税局長及び東京国税局徴収職員が、滞納処分としての控訴人X2の財産に対する差押え（原判決別紙物件目録記載4の不動産（以下「控訴人X2所有不動産」という。）の差押えその他債権の差押え等）及び財産の換価等をした。

本件は、控訴人X1が、被控訴人国に対し、上記の川崎西税務署長の更正処分等や川崎西税務署担当職員の納税指導が違法、無効であるなどと主張して、所有権に基づき、控訴人X1所有不動産の差押登記及び参加差押登記の抹消登

記手続を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、控訴人X1の納税額相当額及び被差押財産相当額その他の上記の課税処分、滞納処分等に起因する各種損害の賠償及びこれらに対する延滞税と同等の年14.6パーセントの割合による遅延損害金の支払を求め、また、被控訴人市に対し、麻生区長がした住民税の賦課決定や変更決定、平成17年度住民税の徴税通知は無効であるとして、所有権に基づき、控訴人X1所有不動産の参加差押登記の抹消登記手続を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、納税額相当額及び被差押財産相当額その他の上記課税処分占滞納処分等に起因する損害の賠償及びこれらに対する延滞税と同等の年14.6パーセントの割合による遅延損害金の支払を求め、控訴人X2が、被控訴人国に対し、上記の第二次納税義務に係る滞納処分が違法、無効であるなどと主張して、所有権に基づき、控訴人X2所有不動産の差押登記の抹消登記手続を求めるとともに、国賠法1条1項に基づき、被差押財産相当額及び上記滞納処分に起因する損害の賠償及びこれらに対する延滞税と同等の年14.6パーセントの割合による遅延損害金の支払を求め、併せて、控訴人らが、東京国税局長、川崎西税務署長及び麻生区長による上記の各違法行為や違法、無効な滞納処分としての控訴人らの自宅の搜索及び東京国税局長らの違法かつ4か月もの身柄拘束の原因となった告発によって精神的苦痛を受けたとして、被控訴人ら各自に対し、慰謝料として控訴人X1に対しては1億5624万円、控訴人X2に対しては5000万円及びこれらに対する不法行為の後の日である平成22年5月29日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、控訴人らはいずれもこれを不服として控訴をした。

- 2 前提事実、争点及び当事者の主張の要旨は、後記3に当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1ないし3（原判決3頁24行目から32頁22行目まで）に記載のとおり

であるから、これを引用する。ただし、原判決 14 頁 8 行目から 9 行目にかけ
ての「既に特別徴収により徴収した住民税の残額 83 万 5800 円」を「特別
徴収に係る住民税のうち、既に納付した金額を除いた残額である 83 万 5800
円」と改める。

3 当審における当事者の主張

(1) 控訴人らの主張

判決の言渡しは判決書の原本に基づいてすることとされ（民訴法 250 条）、
判決書には判決をした裁判官が署名押印しなければならない（民訴規則 157
条）、判決書は言渡し後遅滞なく裁判所書記官に交付し、裁判所書記官は判
決書に言渡し及び交付の日を付記し押印するとされているが（民訴規則 15
8 条）、本件では、原審において判決言渡後に控訴人ら訴訟代理人に送達さ
れた判決正本には、裁判官の署名押印がなく、書記官の押印もなかった。

したがって、原審の判決手続は民訴法、民訴規則に違反しており、控訴人
らは裁判官が判断した判決であることを知る由がないので、本件を第 1 審裁
判所に差し戻すことを求める。

(2) 被控訴人らの主張

判決書の送達は判決の正本によって行うとなれているところ（民訴法 25
5 条 2 項）、正本には裁判所書記官が正本であることを記載し裁判所書記官
が記名押印すれば足り（民訴規則 33 条）、裁判官の署名押印は必要とされ
ていない。

また、仮に裁判所書記官の記名押印がない等その記載に不備のある判決正
本が送達されていたとしても、判決原本との同一性が認められ、その不一致
が敗訴当事者の上訴に関する判断の障害となり、あるいは勝訴当事者の判決
確定に関する期待を覆すこともやむを得ないとするほどに重大なものである
とはいえない場合においては、その送達をもって判決正本の送達というを妨
げないところ、控訴人らは、送達された正本を基に上訴に関する判断を行い、

控訴期間内に適法に控訴をしている。

したがって、原審の判決手続に違法があるとの控訴人らの主張は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものとする。その理由は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」の1ないし4（原判決32頁24行目から48頁22行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決46頁20行目から22行目にかけての「平成17年度住民税につき納付すべき住民税の残額が83万5800円となることの通知」を「平成17年度住民税のうち、特別徴収の方法により徴収することとされていたものの残額83万5800円が普通徴収となることの通知」と改める。

2 控訴人らは、当審において、控訴人らに送達された判決書の正本には裁判官の署名押印及び言渡日等の付記に係る裁判所書記官の押印がないから、原審の判決手続は違法であると主張する。

しかし、判決書の送達は判決書の正本によってするとされているところ（民訴法255条2項）、裁判官の署名押印及び言渡日等の付記に係る裁判所書記官の押印が必要とされているのは判決書の原本であって（民訴規則157条、158条）、判決書の正本には正本であることの記載及びこれに係る裁判所書記官の記名押印があれば足りるところ（民訴規則33条）、弁論の全趣旨によれば、控訴人らに送達された判決書の正本には、正本であることの記載及びこれに係る裁判所書記官の記名押印がされていたことが認められるのであって、原審の判決手続に何ら違法な点はなく、控訴人らの主張は失当である。

3 以上によれば原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 青柳 馨

裁判官 生島 弘康

裁判官 氏本 厚司